

2018年11月15日

法務大臣 山下貴司 殿

法制審議会での刑法改正に関する審議についての要望書

性暴力救援センター全国連絡会

I はじめに

日頃の法務業務へのご尽力に敬意を表します。

私たち「性暴力救援センター全国連絡会」は、日本全国の39都道府県43団体(2018年11月5日現在)が登録している性暴力救援センターの連絡会です。

私たちは、2017年6月成立にかかる「刑法の一部を改正する法律」(同年7月13日施行)によって、旧強姦罪の構成要件の拡大、性犯罪の非親告罪化、監護者性交等罪の新設、法定刑の引き上げ等がなされたことについて、部分的にであれ、刑事法による救済が被害者の現状に一步近づいた点では評価をするものです。

一方、上記改正前から性暴力被害者支援に専門的に取り組んでいる当連絡会は、上記改正によって刑事裁判によって正義が実現される事例があるものの、なおも大多数の性暴力被害者が卑劣な侵害によって甚大な被害を受けながらも法律の壁に阻まれて刑事法的救済を受けられないこと、性暴力被害の実情を直視するとあまりにも大きな不正義が放置されている実態に鑑み、さらなる刑法改正の必要性を検証するため、上記刑法改正後に全国連絡会の登録団体から、刑事裁判を断念せざるをえなかった性暴力被害事例の集積を行い、登録団体12団体から88件を超える多数の事例について回答を受けました。

性暴力被害については、被害者の精神的苦痛も甚大であることが多く、刑事事件としての処理がなされなかったことに対する絶望感・失望感から、また、被害者にとっては事件を忘れたいという思いやプライバシーや生活の平穏を保ちたいとの理由から、支援後に連絡が取れなくなったり、連絡を希望しなかったりする被害者が多いのも実情です。それらの背景がある中で、私たちは、上記回答例の中から、被害者から法律改正のために役立ててほしいと公開について承諾を得られた典型的な8事例について、改正の必要性を基礎づけるものとして後記のとおり紹介し、論点を整理するとともに、具体的な要望事項を提案しました。

なお、上記法律の附則9条において「政府は、この法律の施行後三年を目途

として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの」とし、衆議院法務委員会における附帯決議において「刑法第一百七十六条及び第一百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第一百七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進する」こと等が決議されています(参議院法務委員会の附帯決議も同旨)。

しかし、私たち性暴力救援センター全国連絡会としては、附則や附帯決議で掲げている調査研究や検討、研修の必要性に留まらず、性暴力被害者支援の現場から集められた多数の被害事例を分析・検討した結果、この課題に適切に対応するためには2017年の改正では実現が及ばなかった課題について、早急にさらなる刑法改正が不可欠であるとの結論を得たものです。よって、以下のとおり貴大臣に要望いたします。

II 要望の要旨

要望の要旨

- 1 性暴力救援センター全国連絡会が、今回収集・分析した典型的な被害8事例(別紙事例1ないし8)について、不起訴処分や無罪判決となるのは不正義であり、現行の刑法では適正な対処ができないため、III 論点整理にて掲げた問題点・課題・要望事項を指摘致します。そこで、これらの点につき、法制審議会にて改正に向けて審議を始めることを求めます。
- 2 検察庁においては、性犯罪事案での不起訴事例が多く集積しているところ、性犯罪事案について、現行刑法のどの要件がどのように問題であったために不起訴処分となったかについて、調査していただくことを求めます。

III 論点整理

1 暴行または脅迫の要件

日本の強制性交等罪では、改正前の強姦罪と同様、その手段としての暴行又は脅迫の存在が必要とされています。また、判例によれば、旧強姦罪の暴行・脅迫については「相手方の反抗を著しく困難にする程度のものである」として(最判昭24年5月10日刑集3巻6号711頁)、現在の裁判実務は、この判決を基本にしています。

一方、現在の通説は、本罪の保護法益を「性的自由」・「性的自己決定権」としています。そうであるならば、被害者の意思決定が加害者の言動によって阻害されているかどうかによって犯罪の成否を決すべきですが、現在の構成要件およ

び判例による実務は上記のとおりとなっています。

性暴力被害者救援センターに支援を求める事案の大半は、被害者の意思に反した性行為によって深刻な精神的被害、身体的被害を負っていますが、現在の刑事裁判実務では暴行または脅迫が認定されない事案、または、暴行・脅迫が存在しても、その程度が被害者の反抗を著しく困難にする程度には至っていない、として刑事裁判において加害者が裁かれない事案が多く報告されています。

国連が2009年に立法の模範を勧告した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」では、性犯罪に関して、性暴力の定義として、強制力や暴力を用いてなされるとする要件をなくし、明確で自発的な同意がなかったこと、または行為が強制的状況の下で起きたことを要件とし、その強制的状況を広く定義することを求めています。

また、イギリスでは、(a)挿入したことに加え、(b)被害者が挿入に同意していなかったこと、かつ(c)加害者が被害者が同意しているとは合理的に信じていないことをレイプ罪の成立要件と規定しています¹。また性犯罪を不同意性交として規定していない立法例であっても、暴行・脅迫という狭い要件ではなく、行為が強制的状況で起きたことを要件として、かつ強制的状況について広く定義する立法例も増えています²。

スウェーデンでは、2018年7月に性犯罪規定が改正され、自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者について犯罪の成立を認め、自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならないとしています。

要望1 性暴力被害者の視点に立った、暴行・脅迫要件の見直しが不可欠です。

2 暴行脅迫の程度(被害者の抵抗の位置づけを含む)

(1) 救援センターの事例分析

日本の刑事裁判実務では、暴行・脅迫については、相手方の反抗を著しく困難にする程度のものであることが必要とされているため、被害者の意思に反した性行為によって深刻な精神的被害、身体的被害を負ったにもかかわらず、刑事裁判の対象とできない事例が数多くあります。

¹カナダでも同様に、同意のない性的接触を処罰の対象として、同意について自発的同意という積極的な同意の基準を設け、また、加害者の同意認識が酩酊、無謀、意図的無関心から生じた場合や、被害者の同意の確認について合理的確認をしていない場合には、加害者に同意認識の抗弁を認めていない。

²「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」(国連 経済社会局 女性の地位向上部、ヒューマンライツ・ナウ訳)では、そのような立法例として、ナミビアの「レイプ対策法」(2000)、レソトの「性犯罪法」(2004)を例示している。

事例1は、被害者と加害者とが職場の同僚であった事案であり、被害者と加害者との間に面識があったこと、被害者の太ももや腕に痣ができたとしても正常な性行為においても痣ができることがあるため、暴行・脅迫が立証できないとして、嫌疑不十分で不起訴処分となっています。しかし、加害者が顔見知りであることと、性行為が被害者の意思に反しているかどうかは別問題であり、顔見知りであるがゆえに、抵抗が困難になることもしばしばあります。また、正常な性行為であっても痣ができるという検察官の説明は、暴行・脅迫を伴っても正常な性行為であり、正常な性行為にもある程度激しい暴行・脅迫は伴うという、被害者の「性的自由」・「性的自己決定権」とは大きくかけ離れた発想です³。また、被害者は、加害者が乳房を揉む等の行為に及んだため、加害者を押しつけ、別室に逃げたにも関わらず、加害者が追跡し、その後、加害者がその場を離れたものの恐怖心からその場を離れることができず、戻ってきた加害者に対して被害者が「やめて」「無理」と言って抵抗しているにもかかわらず、加害者が被害者を押し倒し、口淫、姦淫に及んでいますが、抵抗の程度が弱かったと認定されたとも推認されます。しかし、被害者にとっては加害者と言語的コミュニケーションが難しく、体格差もある中、抵抗すれば何をされるかわからないという恐怖心が大きく、また、事件のきっかけとしては、加害者が結婚してくださいと言ってきたため、被害者が冗談だと思って笑っていたところ、加害者が豹変して襲ってきた事件であり、勤務先での事件であり、加害者が職場の同僚であることから、必死の抵抗を期待するのは困難な事案でした。

事例2では、加害者らの執拗な要求や態度によって被害者の自由な意思決定が阻害されているものの、被害者は抵抗を示しておらず、最終的には自ら「やります」と性交渉に応じ、加害者らも暴行や脅迫は加えていなかったとの認定に基づいて、強姦罪で捜査が進められることはなく、青少年健全育成条例に基づいて加害者のうち18歳の加害者1人のみが処罰の対象となりました。加害者が複数であり、被害者が14歳と力関係にも差があり、3時間程度をかけて、複数の加害者が性交渉を迫り、被害者が「嫌」と言い続けても、加害者らが何度も足先を地面に打ち付けて被害者を怒鳴り続け、被害者に自ら「やります」と性交渉に応じさせたという、加害者らの言動によって、被害者の意思決定が阻害された事案です。検察官は、加害者らの言動による被害者の意思決定の阻害は認めつつも、旧強姦罪での暴行・脅迫がないとして、強姦罪での捜査は進めず、青少年健全育成条例に基づく処罰を求めたものです。この事例でも、被害者が抵抗しきれず、加害者らの威圧と執拗さに屈服して、被害者が「やります」と性交渉に応じざるを得なくなった事案ですが、最後まで抵抗できなかったことが、上記の暴行・脅迫がないとの認定につながったことも推認されますが、加害者が複数であり、被害者が14歳と力関係にも差がある

³広島地裁昭和44年3月26日判決は、被告人が被害者を押し倒し、パンティを脱がせ、馬乗りになって姦淫した事案であるが、被害者が容易に反抗できると認定して、反抗を著しく困難にする暴行がなかったとして無罪とした。また、同様に高松高裁昭和36年10月30日判決も、同じ職場での知り合いの関係である加害者から、職場内で押し倒されて暴行を受けた事案で、強姦罪の暴行には当たらないとしています。

中で、冒頭より性行為目当ての加害者を抑止するほどの被害者に抵抗を期待できる事案ではありませんでした。

事例4は、抵抗しようにも動きがとれず、また過去の被害ゆえのフラッシュバックもあった事案です。被害時の被害者の記憶が途切れ途切れであり、恐怖心から抵抗する気力を失ってされるがままになっていたという経緯から、暴行脅迫の要件を満たし得ないと判断されたことが不起訴の大きな要因であると推測されます。明らかな暴行脅迫は認められないものの、信頼していた雇用主からの加害行為に衝撃を受け、恐怖心を抱いて抵抗が困難な抗拒不能状態に陥り被害に遭ったものといえます。

事例5は、被害者は拒絶を繰り返しているにも関わらず、加害者がバイト先の店長という関係性から強く抵抗することが困難であり、暴行脅迫の要件を満たさないと判断されたものと考えられます。

事例4及び事例5のように、とくに加害者が職場での雇用主や上司である場合には、職場を失いたくないとの思いから、必死に抵抗することができないことは珍しいことではなく、まして事例4のように抵抗しようとしてもフラッシュバックによって身動きがとれない場合には抵抗できないのは当然といえます。恐怖心で凍りついてしまい、抵抗も拒否もできなかつた被害者が刑事司法において保護されないことについて、多くの被害者や支援者は強い違和感を抱いています。

(2) 判例分析

上記は、不起訴処分等、刑事裁判において裁判官の事実認定がなされる前に終了した事案ですが、旧法時代のものも含めて、被害者の強い抵抗がないため、抵抗を排除してまで姦淫していないと暴行脅迫の要件が認められない裁例事例⁴も多々存在します。大阪地裁昭和39年6月11日判決は、被告人が暴力団組員であり、被害者の頭髪を引っ張ってホテルに連れ込み、ホテル内で被害者がほとんど抵抗を示さなかった事案について、合意の上での性交ではないと認定しつつ、刑法177条の暴行・脅迫を認めずに無罪判決を言い渡しています。広島地裁昭和44年3月26日判決は、被告人が被害者を押し倒し、パンティを脱がせ、馬乗りになって姦淫した事案ですが、被害者が容易に反抗できると認定して、反抗を著しく困難にする暴行がなかったとして無罪としました。大阪地裁昭和46年3月12日判決も格別の抵抗が示されていないことが一因となって無罪判決がなされました。広島高裁昭和53年11月20日判決も被害者が同意していない事案で、被害者を押し倒し泣き叫びながら懇願しているにも関わらず、抗拒を著しく困難ならしめるとは認められず無罪判決となりました。13歳の少女に対する強姦致傷事件で検察官の主張する暴行が被害者を促す程度のものでしかないとされ強姦部分については無罪とされた事例（岡山地裁判決、1994年8月31日）があります。大阪地裁平成20年6月27日判決も14歳の少女が必死で抵抗していないことを理由として、被告人の有形力の行使が反抗を著しく困難にするものではないとして無罪と

⁴大阪地裁昭和46年3月12日判決はこのような事案について、姦淫の意思がないとして故意がないとして無罪と判断した。

しました。このように、すべての事案についてではないにしても、被害者が同意していないにもかかわらず、(強度の)抵抗がないために、暴行・脅迫がなく、又は故意がなく、強姦罪が成立しないと判断した判決が少なからず存在します。これは偶然的な事実認定の失敗の問題で片づけるべきものではなく、被害者が著しく抵抗が困難な状況に陥らなければならないことを求める現行法(解釈)の欠陥が影響しているものと考えられます。

また、抵抗については、「やめてくれ、帰らせてくれ」と泣く女性を押し倒して性行為を強要した事案⁵、被害者に全治3日を要する傷害を負わせたが明白な暴行がなかったとした事案⁶、刑務所から出てきたばかりであり言うことを聞かなかったらどうするかわからない、親兄弟を殺してでも連れ戻すと加害者が発言した事案⁷、キスをさせてくれないと朝まで帰さない、服を破って帰れなくしてやると発言した事案⁸で、被害者の積極的な抵抗がないため、加害者が拒絶していないと思っても不合理ではないと判断されていますが、このような事例では、加害者が同意していないことを理解できたかどうか判断の主眼が置かれており、被害者の性的自己決定権は軽視されていると評価せざるを得ません。(同意の誤認については後述します)

なお、不同意性交罪については、イギリス、カナダ、スウェーデン等が採用していますが、日本の刑事裁判における立証責任の負担の課題等についても検討が必要です。

要望2 (1) 強制性交等罪について、暴行・脅迫を要件としつつ反抗を著しく困難にする程度のものを求めることは、性犯罪の「性的自由」・「性的自己決定権」という保護法益にそぐわないため、暴行・脅迫の要件を削除して不同意性交等を処罰の対象とする方向性や、暴行・脅迫だけでなく、不同意を推認させる威圧、監禁、心理的強制等強制的状況に要件を広げ、かつ、暴行・脅迫について身体に向けられた有形力の行使、恐怖心を生じしめる害悪の告知で足りること等について議論を求めます。

(2) また、犯行の抑止及び被害者の救済の観点から事案の悪質性について、加害者が複数の場合、凶器・武器等を用いた場合、薬物等の影響下でなされた場合、被害者が未成年の場合、職務の権限がある者による場合、パートナーによる場合、性的指向や性自認が加害の理由である場合などについて加重類型が必要ではないかについて議論を求めます⁹。

(3) 被害者の抵抗や、加害者が明確かつ積極的な同意を得たことやその過程について、刑事裁判での立証上の位置づけや規定の設け方についての議論を求めます。

⁵広島高裁昭和53年11月20日判決

⁶山口地裁昭和34年3月2日判決

⁷大阪地裁昭和46年3月11日判決

⁸大阪地裁昭和47年3月27日判決

⁹フランス刑法222-224条参照

3 欺罔による性暴力

強制性交等罪の保護法益が、判例・通説通り、「性的自由」・「性的自己決定権」であるならば、被害者の積極的な同意の存在は不可欠であり、暴力や脅迫のみならず、当事者の関係や環境なども含めて、不当な威圧、欺罔などの束縛がなく、性行為の相手が誰であるか、要求している性行為の内容が何であるか、について、十分な情報が与えられたうえで、理解して同意することが不可欠です。

イギリス Sexual Offences Act 2003 の 76 条においては、(a)被告人が、関連行為の性質又は目的について故意に被害者を騙したこと(b)被告人が、被害者の知っている人物になりすまして関連行為に同意するように説得してその気にさせた場合には、被害者は同意しておらず、加害者は同意していたと信じていなかったと確定的にみなすと規定しています。さらに、イギリスでは相手をだまして同意を得た場合(欺罔による同意の場合)については、議論はありますが、欺罔は強制や脅迫と同様に被害者の自由な意思決定を無効にするものであり、Sexual Offences Act 2003 において性犯罪として処罰できるとの見解が有力です。アメリカでもアリゾナ州、モンタナ州、ハワイ州、ネバダ州、ユタ州では、性交を目的とする欺罔を禁止し、欺罔で得られた同意を無効とする制定法を有しています¹⁰。

事例 3 では、被害者は主犯格の加害者と知り合いであり、かつ好意を抱いていたため主犯格の加害者が用意したホテルに赴いたところ、主犯格の加害者が被害者に突然目隠しをし、他の加害者を室内に招き入れて、被害者に暴行を加えて次々と姦淫した事例です。主犯格の加害者は、①事件前は、被害者はその場になれば合意すると考えていた、②事件時は、被害者の様子から同意をしたと思ったとの弁解をしており、その他の加害者らは、被害者が同意していたと信じていたと弁解しています。この事例では、被害者は、主犯格の加害者以外の複数の人物による姦淫がなされていると認識することができましたが、仮に、主犯格の加害者と二人きりでのホテルで過ごすことを前提に被害者が赴き、被害者が目隠しをされたため、他の加害者による姦淫を知人であった主犯格の加害者と性交渉していたと認識したとすれば、被害者の意思決定の過程、および性行為自体に著しい錯誤があり、それらが加害者によって引き起こされたものであり、欺罔が存在するといえます。

イギリスでは、欺罔による同意を得た場合に性犯罪が成立するかどうかについては、事案によってその成立を認めるものがあり、その範囲等について議論があるところ¹¹です。

要望 3 性暴力犯罪の手段として欺罔を追加することについて議論すべきです。また欺罔による同意は無効とすることについても議論の対象とすべきです。

¹⁰欺罔を用いて財物を取得することは広く処罰の対象となっていることは、性暴力において欺罔を手段することの必要性を裏付けるものです。

¹¹Herring, Jonathan, Mistaken Sex (2005). Criminal Law Review, pp. 511-524, 2005. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=1287130>

4 被害者の同意

裁判例の中には、承諾がその場逃れの場合には真意に出たものではないとして承諾とは言えないとする判決もありますが¹²、実際には、暴行・脅迫やそれに類する強制的状況でなされた同意(と受け取れかねない発言)、さらには黙示または暗黙の承諾の存在を広く認めています。被害者が加害者に誘われるままに山道に入り、強く抵抗しなかったことから暗黙の承諾を認定した事案¹³、争い声も抵抗する物音も聞こえなかったという隣室の者の証言に依拠して無罪にした事案¹⁴、被害者が拒否的行動に出ず、屋外に脱出して近隣に救助を求めなかった事案¹⁵、車への同乗があり、助けを求めることなく、衣類は裏地が全体的にほつれているが引き裂かれていないことから本気で抵抗していない等の推認によって無罪となった事案¹⁶があります。このような事実認定について、被害者の承諾を認定した事案について「被害者があくまで強い或いは積極的な抵抗をすれば姦淫は遂行しえなかったのに情交を遂げられたのは被害者が被告人の求めを暗に承知しこれを受け入れたからであるとする点を挙げるものが少なくない」と分析されています¹⁷。

これに対して、国際刑事裁判所手続き・証拠規則では、被害者の沈黙や抵抗の欠如から同意の推定をしてはならないことを規定しています。またカナダ刑法も、同意を「性行為を自発的に同意することを意味する」と規定した積極的な同意の基準を設けています。

事例1では、逃げ付いた部屋に鍵をかけなかったこと、被害者が「せめてコンドーム」と発言したことから、同意の可能性があると考えられたことが不起訴相当の一因とも考えられ、「知らない人からの加害でない」と強姦は成立しないとの指摘も捜査段階でされています。

事例2は、複数犯で加害者が3時間近く、怒鳴って威圧しながら執拗に性交渉を迫った事案ですが、加害者は被害者が同意していたと主張しています。

事例3においても、主犯格は、①事件前は、被害者はその場になれば合意すると考えていた、②事件時は、被害者の様子から同意をしたと思ったとの弁解し、その他の加害者らは、①被害者を押さえつけたことはない、②被害者が同意していたと思っていたと弁解しています。

事例4では、加害者が勤務先の親方である事案であり、被害者はキスをされる際に唇をしっかりと閉じ、加害者の手を払いのけ、「嫌だ、嫌だ」と抵抗したものの、加害者に押し切られて姦淫された事例です。次第に恐怖に襲われ抵抗できにくくなり頭も朦朧とし両手を強く押さえられ抵抗しようにも動きが取れずとても恐怖を感じ、途中から、過去に別の男性から乱暴された時のことなどがフラッシュ

¹²東京高裁昭和30年4月28日判決、東京高裁昭和43年11月28日判決等

¹³盛岡地裁昭和33年5月28日判決

¹⁴盛岡地裁昭和33年10月23日判決

¹⁵札幌地裁室蘭支部昭和34年8月4日判決

¹⁶大阪地裁昭和46年9月9日判決

¹⁷磯邊衛「強姦の成否」『刑事事実認定(下)』119頁以下

ュバックして抵抗する力が抜けてしまったためにされるがままになり、抵抗はしたが加害者から力づくで姦淫されています。

事例5も、加害者が職場の経営者である事案であり、加害者に逆らったら何をされるかわからないと思ひ至り、被害者は当初は抵抗していたが、抵抗を断念して口淫だけで許してほしいと述べ、さらに加害者が性交を迫るため、被害者が抵抗した上、「店長はいい人だと思っていたのに何で。いい人のままでいて下さいよ。」と説得するなどして姦淫を中止させようとしたが止まらず、被害者が嫌だと言って泣き叫んだところ、加害者はやっとな姦淫行為を中止し、いったん謝罪したが、再度、被害者に口淫を求めて、その場から立ち去ろうとした被害者を強い力で引き戻し、恐怖心や絶望感から動けない被害者に口淫を強制した事案です。この事案で、加害者は、被害者の抵抗はなかったので承諾していたはずであった、少なくとも承諾があると思っていたと主張し、陰茎を挿入したところ被害者が泣いたので行為を中止したが口淫は被害者の申し出があったからしてもらったなどと述べています。

事例6は、19歳の被害者が、義父から毎日、性交を強いられた事案です。

また、車への同乗、ホテルへの同伴等の不当な監禁状態での姦淫の事例も多々あります。

事例7では、加害者の車へ同乗したところ観光地の駐車場で突然、加害者に襲われた事案です。被害者は加療約2週間の外傷性皮下血腫の傷害を負い、被害者は被害後、早く帰らせてほしいと懇願したものの、メガネを見失い、姦淫行為の後、加害者の車両に一定時間とどまらざるを得なかった事案でした。

事例8では、被害者がホテルへの同伴をして、加害者から首を絞められ、顔を押しえられる等して、事前には承諾をしていない姦淫を強いられた事案です。被害者はデリヘル業に従事しており、事前に約束した性的サービスではなく、激しい暴力によって姦淫された事案です。被害者は、支援員とともに警察署に出向いて被害届の提出を試みましたが、警察官から、被害届を提出しても報われないと説得されて被害届出を断念しています。

要望4 上記事例の通り、被害者が明確かつ積極的に同意しておらず、むしろその反対の意思を有していたにもかかわらず、起訴に至らない事例が多く、被害者の同意(承諾)について、諸外国の立法例に倣い、明確かつ積極的な同意があることを必要とすることについて議論の対象とすべきです。

5 被害者の同意についての錯誤

従来から、加害者が、被害者は同意していたと誤認した場合に、構成要件該当事実について認識がないため、加害者には故意がなかったとして、加害者の刑事責任を追及できない事案が多々存在していました。中には加害者が常識的にあり得ない誤認を主張しているにもかかわらず、故意がないとされている事案もありました。

事例1では、被害者が加害者の同僚であり、被害者が当初は笑って拒否してい

たこと、加害者が陰茎を挿入しそうになった際「せめてコンドーム」と発言したことから、同意がないと認定されても、加害者が同意があると思ったと主張できる余地がある事案です。

事例2では、複数犯で加害者が3時間近く、怒鳴って威圧しながら執拗に性交渉を迫ったところ、被害者が最終的には自ら「やります」と性交渉に応じたことから加害者は被害者が同意していたと誤認していたとの弁解も可能な事案でした。

事例3では、5人の加害者による集団強姦(当時)として社会的注目を浴びた事案ですが、主犯格は、被害者がその場になれば合意すると思い、また事件時においては凍り付いた被害者の様子から被害者が抵抗をやめて同意したと思ったと弁解しており、不起訴となった理由としては、主犯格のこのような弁解も排斥できないということでした。また、その他の加害者についても、凍り付いた被害者の様子から被害者が抵抗をやめて同意したと思ったという弁解が不合理でないことも一因となって不起訴処分となっており、主犯格が掲載したインターネットの掲示板をみて被害者の同意があると考えたとしても不合理とはいえないこと等が検察審査会での不起訴相当の議決の理由とされています。

事例5では加害者が、被害者が承諾していると思っていたと弁解しています。

なお、事例1では加害者からの弁解の詳細は明らかではありませんが、加害者が職場の同僚でもあることから被害者が笑って対応したこと、「せめてコンドーム」と言ったことが、加害者が同意があったものと誤解したことの判断材料にされていることも否めません。

日本の刑事司法実務は、不同意がなかったことの誤認を、通常構成要件該当事実と位置付けて、加害者が不同意がないと誤認していれば安易に故意を阻却していますが、これはまさに加害者の視点によって性暴力を、あろうことか肯定的に判断していることにほかならず、被害者の性的自己決定権は無視されてしまいます。故意についての現在の刑法体系のなかでは、不同意がなかったことを故意の対象とするのではなく、少なくとも、加害者が、被害者から同意を得たか否かを確認するための段階を踏んだことを構成要件として、その事実について証明を求めべきです。

要望5 加害者が安易に被害者の同意を誤認した場合や、誤認したことを主張することによって不起訴処分や無罪判決となることの不当性があり、刑事訴訟における立証責任に留意しつつ、加害者が、被害者から同意を得たか否かを確認するための段階を踏んだことについて構成要件とすることや、この事実について立証を求めることについて検討すべきです。

6 監護者性交等罪の範囲の拡大

監護者性交等罪では、同罪の被害者の年齢を18歳未満と規定しています。

しかし、事例6では、被害者は被害時に19歳でしたが、同居の義父から、継続的に性交を強いられてきましたが、同居して、扶養されており、生死与奪の権を加害者に握られている中で、毎日性行為の求めに応じざるを得ない事案でした。

要望6 (1) 影響力に乗じたという要件は必要かどうか(客観的要件だけでたりるのではないか)、また、現に監護していなくても少なくとも同居している者あるいは被害者がその生活を依存している者も含むべきかについての議論が必要です。

(2) また、18歳未満の者に対する、たとえば、教師と生徒、児童福祉施設や障害者福祉施設等職員と入所者・利用者、コーチと選手等、指導的立場あるいは支配的立場にある者と門下の従属的立場にある者との関係においておこなわれる場合についても、暴行脅迫要件を要しない別類型として定めることについて議論すべきです。

7 地位・関係性を利用した性暴力

監護者性交等罪は、監護者の地位・関係性に注目した規定ですが、雇用関係、教師と生徒の関係、スポーツの指導者と選手の関係には適用されず、職場での上司や、教師やスポーツ指導者らによる性暴力の実態を踏まえれば、主体の限定は狭すぎます。フランス刑法224-24条5項は、加重類型として、加害者がその立場により与えられる権威を濫用した場合を挙げています。

事例4及び事例5は、加害者との間に雇用関係がある事案です。この事例の被害者たちだけでなく、多くの職場での地位のある加害者からの性暴力の場合、被害者は職場を失いたくない、職場で居づらくなりたいとの思いから、友好的な解決を図ろうとし、明らかな必死の抵抗をすることが困難であり、他方、加害者は自らの地位を利用し、また、被害者の弱みに付け込んで、性行為を強制することが多く、加害者による強い暴行や脅迫がなくても、被害者が応じざるを得ない事案が多々あります。

事例6は、被害者の年齢は19歳ですが、加害者が同居の義父であり、継続的な関係を強いられた事案でした。

要望7 地位の利用

加害者との間で雇用関係や上司・部下の関係がある場合、18歳は超えているものの生活を依存している場合等、加害者がその立場により与えられる権威を利用した場合について、性暴力犯罪の要件として明示すること、また、このような加害について加重類型とすることについて議論の対象とすることを求めます。

8 性交同意年齢、年齢錯誤の抗弁への対応

事例2では、被害者は14歳であり、年長の加害者らに囲まれる中、十分な判断が困難であったと推認されます。

強姦罪が否定された無罪事例として、東京高判平成26年9月19日の被害者が15歳であり、大阪地判平成20年6月27日の被害者が14歳であることから現行の性交同意年齢が低きに失することが根拠づけられます。

また、性暴力救援センター・大阪SACHICOにおける支援事例の年齢別分類によると、13歳、14歳、15歳には下記のような事例の特徴がみられ、中学生には

性的加害から自身を守りながら、状況や結果を理解して性的な自己決定をすることは困難であることが明らかです。

①13歳の事例

「同級生による加害、高齢の大人が物でつる、先輩と安心させて家に誘う、ラインで知り合った相手と簡単につながり家に入れる、基本的な性に関する知識や認識がない、「拒否」の態度と言葉で伝えても聞き入れられない。加害者との面識があり7割近い。自宅や学校・加害者の家で被害に遭っている。」

② 14歳の事例

「同級生、知り合いの成人、友達の知り合い、スマホやネットで知り合った男性、近くで声をかけられ、付きまとわれ、自宅周辺で被害に遭っている。加害者の家、学校、駐輪場、車などでの被害。面識有りが7割近い。」

③ 15歳の事例

「面識のある相手からは自宅や加害者の家が多い。面識のある相手から同意をしていない意思表示をしても被害にあっている。暴行・脅迫がより明らか。面識のない男性からの被害が6割となり、屋外、車等での暴力的な被害が目立つ。SNSで知り合った加害者からの強引な性交。」

また、アメリカの大半の州においては、加害者による、被害者の年齢の錯誤の抗弁を認めず、仮に被害者が年齢を偽った場合にも犯罪の成立を認めています。

要望8 暴行・脅迫がなくても強制性交等罪が成立する範囲を、被害者が16歳未満の場合とし、性交同意年齢を引き上げるべきです。

また、性交同意年齢未満の者に対する加害については、条文を分けて規定し、全年齢の被害者を対象にした強制(または不同意)性交と、同意年齢に満たない被害者に対する性行為とを別の条文に分離すべきです。

また、被害者についての年齢の錯誤による故意の否認を認めない規定を設けるべきです。

9 被害者の職業

事例8は、被害者がデリヘル業に従事しており、性交はしないとの約束に基づいて、加害者と同伴してホテルに入った後、首を絞められ、顔を押しさえつけられて性交を強いられ、被害申告をするも被害届の提出を断念させられた事案ですが、被害者がホテルに同伴して入ったことや、被害者がデリヘル業に従事していたことが、被害相談において不利益に働いた可能性があります。

要望9 被害者の同意、暴行脅迫、被害者の証言の信用性の判断に、被害者の職業や性的遍歴を原則として考慮すべきではありません。

10 その他の改正が必要な事項

(1) 証拠規則または事実認定の指針

本要望書は、以上の課題について、速やかな刑法改正に向けての審議を求めるものですが、証拠法についても検討を求めます。日本には事実認定や証拠につい

での詳細なルールはなく、刑事証拠規則において抽象的に定めるにすぎませんが、性犯罪について、「性的自由」・「性的自己決定権」という保護法益の保護に沿った刑事裁判における事実認定のため、特別の証拠法則や事実認定のルール化が検討される必要があります。

例えば、アメリカ連邦証拠規則 412 条のような性犯罪事件において被害者の性的行動または傾向を原則として証拠として許容しない旨の定めを設けるとともに、例えば、被害に遭っていれば逃げ出す、助けを求める、抵抗するはずというステレオタイプや、顔見知りであれば同意をしやすはず等の思い込みを排して(国連女性差別撤廃委員会個人通報事案 18/2008, CEDAW/C/46/D18/2008 の見解参照)、被害者の実情に即した事実認定のガイドラインを設けることを求めます。

(2) 配偶者等からの性暴力についても犯罪が成立することを明記し、さらに被害申告をしやす仕組みを作ることも検討を求めます。

(3) 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止することについても検討を求めます。

最後に

内閣府が実施した『男女間における暴力に関する調査報告書』(2017年12月)によれば、約20人に1人、女性については約13人に1人は無理やりに性交等された経験があると回答しており、加害者との関係は「まったく知らない人」が約1割、女性では「配偶者・元配偶者」が約3割、「交際相手・元交際相手」が約2割であり、被害を受けた女性の約6割、被害を受けた男性の約4割はどこにも誰にも相談していません。これは、いまだに、刑法が性暴力の被害者に適切に対処できていないことを示すものです。刑法の性暴力犯罪の規定について、さらなる改正を速やかに進めるよう、要望します。

以上

別紙

性暴力救援センターでの典型的な事例の紹介(事例1から8の概説)

性暴力救援センター全国連絡会が、上記刑法改正後に全国連絡会に登録している12団体から88件を超える刑事裁判を断念せざるをえなかった性暴力被害事例の集積をしました。その中から被害者から法律改正のために役立ててほしいと公開について承諾を得られた事例のうち、さらに、法律専門家である弁護士が事例について再度確認して、不起訴処分等の理由が判明している事例で、かつ立証のみが課題となる事例を除き、刑法の性犯罪規定について現状のままでは不適切であることを示す典型的な8事例について、下記紹介します。

(事例1)

1、犯行時期 2016年

2、罪名 (強姦)

3、当事者ら年齢等

被害者 20代後半 女 既婚

加害者 30代 男 既婚 外国籍

4、事案内容

(1)オフィス内で、被害者と加害者が昼休憩していたところ、日本語が話せない加害者が、勤務先の備品であるPCの翻訳アプリで「結婚してください」などと言ってきたので、被害者が冗談だと思い笑っていたところ、いきなり、加害者が被害者に対して、・接吻をする、・乳房をもむ、・臀部をさわる、などの行為に及んだため、被害者は驚いて加害者を押しのけ、午後から清掃業務を行う客室に逃げ込んだ。

(2)その後、加害者がすぐに追いかけてきて、ロックせずに同室に入り込み、作業中であつた被害者をベッドの横にあるテーブル脇の椅子に座らせ、接吻をして、被害者の頭をつかんで口淫に及び、さらには被害者のパンツをずらしてその陰部をなめた。

その後、加害者の陰茎を挿入されそうになったので、被害者がとっさに「せめてコンドーム」と言ったところ、加害者は近所のコンビニにコンドームを買いに行ったが、コンドームを買うことなくすぐに同室に戻ってきた。

その間、被害者は、恐怖のために部屋から出ることができなかつたところ、加害者がすぐにもどってきて、椅子に座ったままの被害者に対して、再び口淫に及び、被害者が「やめて」「無理」と言っている中、同室内のベッドに被害者を抱きかかえて運んで押し倒し、被害者の胸を舐めて、頭を掴んで無理やり口淫に及び、さらにパンツを脱がせて陰茎を無理やり挿入し、もって被害者を姦淫した。

なお、このとき、被害者の腕や太ももには痣ができた。

5、不受理、不起訴等の経過

捜査段階で、加害者は全否認(犯行現場の客室にはいない旨)であつたが、犯行現場の客室内のベッドのシーツから加害者と被害者の混合した体液が検出されたので、

加害者逮捕となった。

告訴状を提出したが不起訴となり、不起訴理由の説明はなかったので、文書で説明を求めたところ、「嫌疑不十分」とのみ記載された文書がおくられてきた。

検察審査会に申し立てするも「不起訴相当」であった。

担当検事から被害者に対して、「知らない人からの加害でないと強姦は成立しない」「正常なセックスでも痣はできる」などとの説明がされていることから考えて、暴行、脅迫の立証ができない、同意の可能性があるという判断であったと考えられる。

<事例2>

1、犯行時期 2016年

2、罪名 (強姦)であるところ、条例違反として捜査・起訴

3、当事者ら年齢等

被害者 当時14歳 女

加害者A 当時18歳 男

加害者B 当時17歳 男

4、事案内容

(1) 平成28年6月某日、被害者は、友人T(一つ上の先輩、女子)から頼まれ、同日の午前0時頃、〇〇駅前で友人Tと共に、中学生の男子S(友人がSNSで知り合い、友人が好意をもっていた)を待った。中学生男子Sは、自身の先輩である加害者Aと加害者Bを同伴し、〇〇駅前では被害者とTと会った。被害者と加害者ら及びSは初対面であった。

(2) Tが、好意を抱いていたSと話をしていると、Sが「三人でセックスしよう。」と言い出し、加害者らも、Tに性交渉するよう迫ってきた。Tがこれを拒否すると、加害者らはイライラした様子で「3Pせんなら帰る。」などと言い、険悪な様子を見せた。被害者は帰りたかったが、Tから、好意を持っていたSともっと話がしたいからSを引き留めて欲しいと頼まれた。

(3) そもそも、加害者らは、性交渉をする目的でそれを告げずに、被害者とTと会っていた。そのため、Tと性交渉ができないのであれば被害者と性交渉しようとする一方的に考え、加害者らは、被害者に対し、「やろう」、「3Pしよう」等と繰り返し述べて、性交渉を迫ってきた。

しかし、被害者としては、これまで性交渉の経験は一度もない処女であり、好きな男子もいたため、初対面の男性と、複数で、しかも野外で初めての性交渉をすることは考えられないことであったため、「嫌」と言って断り続け、加害者らに興味がない態度をとった。

すると、加害者らは、明らかにイライラした言動に変わり、身体を揺らし始め、かかとをつけたままで足先を地面に何度も打ち付けるなどしながら、「やろうや!」「どうするん?!」などと怒って被害者に申し向け、有無を言わせない様相で、被害者に迫ってきた。加害者らは、身長が高く、髪の毛を染めており、バイクを乗り回すなどしており、その風貌はいわゆるヤンキーで、明らかに被害者よりも上級生であったため、被害者は、力づくで実行され、絶対に帰してもらえないと恐怖におののいていた。結局、同日午前3時頃、加害者らは駅前の駐車場(屋外)で、被害者に対し、加害者B、加害者Aの順番に、自らの性欲のままに一方的に無理やり性的暴行をおこなった。加害者Bは被害者に無理やり口淫した上で射精し、加害者Aは被害者に無理やり陰部に挿入して射精をした。

(4) 同日午後9時ころ、被害者は、両親に泣きながら被害を告白し、上記の性被害が発覚した。その後、被害者は、警察署に行き、事情聴取を受け、被害届を提出

した。

5、刑事手続の経過

- (1) 性交渉の経験が一切なく、好きな男子もいた中学生である被害者の自由な意思決定が、加害者らの執拗な要求や態度によって阻害されたとして、青少年健全育成条例（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）違反事件で捜査がおこなわれた。被害者は抵抗を示しておらず、最終的には自ら「やります」と性交渉に応じ、加害者らも暴行や脅迫は加えていなかったとし、強姦罪で捜査が進められることはなかった。被害者は、警察署での事情聴取に「彼氏が T と浮気をしており、その腹いせに性交渉をした。」と述べ、当初、「自分も悪いので加害者への処罰は望まない。」と述べていたことも捜査が消極になる要因になったものと思われる。
- (2) 捜査の結果、検察官は、平成28年12月、加害者 A を家庭裁判所に送致した。加害者 A と加害者 B は共謀し、被害者に対し、性交渉に及んだものであるが、青少年健全育成条例においては、「青少年（18歳未満の者）は罰則が適用されない」ことから、当時17歳であった加害者 B は処罰対象とならず、処罰対象は、当時18歳であった加害者 A に限られることとなった。
- (3) 平成29年5月某日、家庭裁判所において、審判期日が開かれ、加害者 A は、保護観察所の保護観察（一般短期）に付する旨の決定を言い渡された。しかし、加害者 A は真に反省しているとは言い難く、審判でも被害者が同意していたと自己弁護をし、加害者 A の親も深夜に女児がうろろうしているのが悪いというような被害者を非難するような言動をおこなっていた。
- (4) 刑事手続の中で、加害者 A およびその親から示談等の申出はなく、加害者 B やその親からも被害弁償など一切の金銭補償はなされなかった。
- (5) その後、民事調停を申し立てたが、不成立に終わっている。

〈事例3〉

- 1、犯行時期 2014年
- 2、罪名 (集団強姦・監禁)
- 3、当事者ら年齢等

被害者 20代後半 女 未婚
加害者① 30代前半 男 既婚
加害者② 30代後半 男 不明
加害者③ 50代前半 男 不明
加害者④ 20代後半 男 不明
加害者⑤ 30代後半 男 不明

4、事案内容

(1) 主犯格と被害者は、知り合いであり、被害者は主犯格に好意をもっていた。被害者と主犯格は連絡がとれなくなっていたが、主犯格から被害者に対し、半年以上ぶりに会おうという連絡が来て、会うことになった。

(2) 被害者が、主犯格が用意したホテルの部屋で休息していたところ、主犯格から、両手を出してと言われた。被害者は、主犯格からサプライズでプレゼントをされるのかと思ひ、言われた通り両手を出した。すると、主犯格は、被害者に目隠しをし、両手を縛った上で、室内のテレビの音量を大きくして周囲の音が聞こえないようにした。

主犯格は、他の加害者ら (判明しているだけでも4名) を室内に招き入れ、一斉に被害者の両足と両肩を押さえつけた。なお、主犯格は本件犯行前にインターネットで共犯者を募集していたが、被害者は何も知らされていなかった。

被害者は、何が起こったのか分からず、「嫌や」と声をあげたり、身体に力を入れて抵抗した。

しかし、加害者らは、被害者の拘束を解いたり、目隠しを外したりすることなく、順次被害者を姦淫したり、口淫させたりし、それぞれのタイミングでホテルの部屋から出て行った。

5、不受理、不起訴等の経過

主犯格は、①事件前は、被害者はその場になれば合意すると考えていた、②事件時は、被害者の様子から同意をしたと思ったとの弁解をした。

検察官は、被害者と主犯格との事件前の関係性から、①被害者がその場になれば合意すると思っていたこと、②被害者が恐怖で凍りついた状態であったにも関わらず被害者が抵抗をやめたと評価し、主犯格が被害者がその場で合意すると考えたことも妥当であり、主犯格の弁解を排斥できず、有罪判決が取れないと判断した。そのため、不起訴処分となった。

その他の加害者らは、①被害者を押さえつけたことはない、②被害者が同意していたと思っていたと弁解した。

検察官は、その他の犯人らが口裏合わせの可能性がないこと、犯人らは被害者を殴ったり蹴ったりはしていないこと、被害者が凍りついた状態を抵抗を止めたと思うことも不合理ではないと判断し、その他の犯人らも不起訴処分となった。

検察審査会に審査申立をしたが、主犯格については、不起訴不当、その他の犯人らについては、不起訴相当との議決がなされた。

主犯格については、被害者が逃げたくても逃げられない状況であったこと、被害者の恐怖心によりホテル客室内から脱出することは困難な状況であったこと、被害者を監禁していることの認識があったと考えられること、主犯格の行為があまりにも身勝手な行為であること等が議決の理由とされている。

その他の加害者らについては、加害者らの供述に信用性があること、被害者を押さえつけていないという弁解を立証することが困難であること、インターネットの掲示板をみて被害者の同意があると考えたとしても不合理とはいえないこと等が議決の理由とされている。

検察審査会の議決後、主犯格については、検察官による被害者の事情聴取だけが行われ、再び不起訴処分となった。

〈事例4〉

1、犯行時期 不明

2、罪名 (強姦)

3、当事者ら年齢等

被害者 20代後半 女 未婚

加害者 40代 男 被害者の雇用主

4、事案内容

(1) 被害者は、転職を考えていた時に誘いを受けた建築関係の仕事に従事することになった。雇用主は信頼でき、周囲の評判も良かった。被害者は作業による手の痛みにも耐え、雇用主である加害者にも支えられながら懸命に見習いの仕事を続けていた。

(2) ある日、加害者から、皆に紹介をするからと誘われ業界関係者の懇親会に同行した。懇親会で加害者はかなり飲んで酔った状態であったが、被害者は一滴も飲まず、閉会后、車を運転して加害者を乗せて会社へ戻った。

(3) 加害者は、会社で仕事をすると行って事務所に残り、被害者が帰宅する為に書類を片づけている間、過去の恋愛話を長々語るなどしていた。疲れて帰ろうとする被害者に、運転すると危ない、事故を起こしたら会社の責任になるから仮眠してから帰れと強く言った。被害者は、説き伏せられてソファベッドで仮眠を取ることにした。

(4) 被害者がソファベッドで毛布をかけて横になっていたところ、気付くと加害者がソファベッドに腰掛けて肩を揉んでくれていた。何度も断ったが、加害者が社会的な立場のある人物だったので信頼しており、下心には気付かず肩を揉んでもらった。被害者は、肩を揉んでもらいながら壁を向いて寝ていたところ、いきなり加害者が、「好きだ。もう我慢できん。キスがしたい。」と言ってきた。被害者は抵抗したがキスをされたりあちこち舐められた。耳元で「初めて見た時から好きだった。おまえが欲しい。」と何度もささやかれ気持ち悪くなり、次第に恐怖に襲われ抵抗できにくくなり頭も朦朧としてきた。その後、体を触られたり舐められたりしていたが、両手を強く押さえられ抵抗しようにも動きが取れずとても恐怖を感じていた。

(5) 途中から、過去に別の男性から乱暴された時のことなどがフラッシュバックして抵抗する力が抜けてしまったためされるがままになっていた。股間に触れられたり着衣を脱がされることなどには抵抗したが力づくで姦淫された。しかし、被害者本人の記憶が飛び飛びで、挿入されたのかどうか、射精されたのかどうか、はっきりした感覚はない。

5、不受理、不起訴等の経過

不起訴となり検察審査会に申立を行ったが不起訴相当となった。

不起訴と判断された根拠について具体的な情報はないが、被害時の被害者の記憶が途切れ途切れであり、恐怖心から抵抗する気力を失ってされるがままになっていたという経緯から、暴行脅迫要件を満たし得ないと判断されたことが大きな要因であると推測される。

明らかな暴行脅迫は認められないが、信頼していた雇用主からの加害行為に衝撃を受け、恐怖心を抱いて抵抗が困難な抗拒不能状態に陥り被害に遭ったものといえる。

〈事例5〉

1、犯行時期 平成28年(2016年)

2、罪名(強姦)

3、当事者ら年齢等

被害者 20代半ば 女 未婚

加害者 年齢不明 男 被害者の雇用主(カフェ経営者)

4、事案内容

(1) 被害者は、勤務先であるカフェ閉店後の夜間、カフェ店内において、雇用主である加害者に求められてソファでマッサージをしていたところ、加害者から腕を掴まれソファに引き倒され覆い被さられた。被害者は、「これ以上したら怒ります」と言っ
て加害者の体を押し返したが、加害者は被害者の着衣を剥ぎ取り裸にして、悲鳴を
上げようとする被害者の口を塞いだ。

(2) 被害者は、「ちょっと待って」「嫌だ。なんで」などと言って泣きながら胸を押し
返したり腕を掴んだりして反抗を試みたが押し返された。被害者は逆らうと何をさ
れるかわからないと思い、口淫のみで許してほしいと言って口淫した。

(3) 被害者が服を着ようとする加害者は再度被害者を押し倒し、被害者の膣内に指
を挿入した。被害者は、加害者が陰茎を膣内に挿入しようとしているのに気づき、「や
めて。入れちゃったら本当に駄目です。許してください。」と哀願したが、挿入され
た。

(4) 被害者は悲鳴を上げたり腹を手で押し返したりして抵抗を試み、「店長はいい人
だと思っていたに何で。いい人のままでいて下さいよ。」と説得するなどして姦淫を
中止させようとしたが止まらなかった。嫌だと言って泣き叫んだところ、姦淫行為を
中止した。

(5) 加害者はいったん謝罪したが、再度、口淫を求めて、その場から立ち去ろうとし
た被害者を強い力で引き戻した。被害者は恐怖心や絶望感から動けず、要求されるま
ま口淫に応じ、ほどなく加害者は口内に射精した。

5、不受理、不起訴等の経過

告訴不受理。

加害者は、被害者の抵抗はなかったので承諾していたはずであった、少なくとも承諾
があると思っていたと主張。陰茎を挿入したところ被害者が泣いたので行為を中止し
たが、口淫は被害者の申し出があったからしてもらったなどと述べている。

被害者は拒絶を繰り返してはいるが、加害者がバイト先の店長という関係性から強
く抵抗することが困難であり、暴行脅迫要件を満たさないと判断されたものと考えら
れる。

<事例6>

- 1、犯行時期 2017年
- 2、罪名 強姦、強制わいせつ
- 3、当事者ら年齢等

被害者	当時19歳	女
加害者	当時42歳	男

4、事案内容

- (1) 被害者の母は、加害者と、平成17年頃より同居を開始し、加害者の子(被害者の父違いの妹)を妊娠したため、平成20年4月23日、加害者と婚姻した。同年5月13日、母は、加害者の子を出産した。その後、母は加害者と不仲になり、平成23年4月21日、離婚した。しかし、母は、被害者と妹の監護を加害者に任せており、被害者と妹は、母と加害者が離婚した後も、加害者と生活をしていた。母は再び加害者と同居することもあったが、他に男性ができると家を出るなどした(母親の養育態度は非常に問題があった)。
- (2) 被害者は、大学進学のために親権者である母に書類の準備等を行ってもらう必要があったところ、中々母と連絡が取れず困り、加害者に親権者となってもらうことを希望した。そして、平成28年5月23日、加害者と被害者は養子縁組をし、届出を提出した。しかし、被害者は、加害者より、以下のとおりの性被害を受け、平成29年12月20日、加害者と暮らす家を出て、現在は加害者と別居し、平成30年2月26日に離縁した(被害者の代理人弁護士が間に入り、加害者の弁護人と離縁届の授受を行った)。
- (3) 平成29年4月20日、被害者と加害者は、自宅において「リベンジポルノ」をテーマにしたTV番組を視聴していた。すると、加害者が被害者に対し、「(被害者は)彼氏に裸の写真を送ったことないんか?」と質問をした。これに対して被害者が高校1年生の頃から大学1回生の頃まで付き合っていた元交際相手に送ったことがあると答えたところ、加害者は、激怒した。そして、被害者の元交際相手の自宅に行き、元交際相手から携帯電話を入手し、被害者が元交際相手に送信したLINEの内容に難癖をつけ、被害者を21日の明け方4時ころまで怒鳴り、殴る蹴るの暴行を加えた。
- (4) 同月21日午前8時頃、加害者は、執念深く被害者が元交際相手と交際している間のLINEの履歴を読み、被害者が元交際相手と性交渉を行っていたことが分かると更に激高し、被害者の服を脱がせ、殴る、蹴るの暴行を加えた。そして、「(元交際相手に)こんなんされとったんか!!」などと言い、LINEに記載があった「体位」を取ることを強要したり、被害者の胸や陰部を触った。このようなことは、その後、毎日続き、被害

者は恐怖を感じるようになった。

(5) 平成29年4月下旬頃、深夜、加害者は、リビングで寝ている被害者の服を脱がし、「家に居たいなら受け入れろ。」と被害者を脅した。被害者は、恐怖とこれからの生活を考え、うなずくしかなかった。すると、加害者は、被害者に馬乗りになり、陰茎を挿入し、射精をした。これが初めてのレイプ行為である。

(6) 平成29年5月上旬頃、被害者は、昼間、風呂に入るよう加害者より言われ、被害者が衣服を脱いで風呂に入ると加害者は風呂の蓋に寝ころぶよう被害者に言いつけた。被害者がこれに従うと、加害者は、全裸の被害者の足首を持ち上げ、陰茎を被害者の陰部に挿入した。その後、加害者は、被害者に対し、「お前のことを女として見ている。」「離れて暮らそう。」などと言うようになった。

(7) 平成29年5月上旬頃、加害者は、被害者に対し「俺が家を出るか、妹と家を出ろ！」と言い、これに対し被害者が、行く当てはなく、妹のことも心配なので家を出ることはできないというのと、加害者は、執拗に家を出るように言った。そこで、被害者が、「分かった。」と言うと、加害者は、「やっぱり俺のこと嫌なんやんけ！」と言い、暴れ出し、被害者に物を投げつけ、殴る、蹴るの暴行を加えた。

(8) その後、被害者は、ほとんど毎日のように加害者の性の道具にされる日々を送らなければならないようになった。加害者は、仕事が休みの時は、被害者が通う大学に車で送迎をし、その道中、車内にて口淫や手淫をすることを被害者に強要した。また、自宅では、被害者に衣服を脱ぐよう指示し、度々性行為を強要した。その他、加害者は、被害者の服や下着を捨てたり、処分することを強要し、被害者が付ける下着がなくなると、「ノーブラ」や「ノーパン」で大学に通学することを強要した。さらに陰毛を剃ることを強要することもあった。

(9) 平成29年12月16日、加害者は、被害者が生理中であるにもかかわらず、性行為を強要し、挿入行為を行った。また、同月17日、加害者は、風呂場でローションを使い、被害者に手淫や口淫をすることを強要し、精液を被害者にかけるなどした。そして、被害者の肛門に指を入れるなどした。

(10) 同月20日、被害者は、度重なる加害者の行為に耐え兼ねて、相談機関に相談をし、同日警察に行き、被害届を提出した。

5、刑事手続の経過

平成29年12月22日、相手方は、強姦罪（刑法177条）で逮捕され、勾留された。また、平成30年1月11日、強制わいせつ罪（刑法178条）で逮捕され、勾留された後、同月22日、処分保留で釈放された。平成30年4月中旬、申立人は、検察官から、相手方を不起訴処分に付したという内容の連絡を受けた。

捜査は、非常に積極的であったという印象であり、警察官は被害者のことを心配し、絶対に起訴したいと述べていた。被害者が相談していた友人や元交際相手などにも接

触し、被害者の証言の裏を取ろうとしていた。

しかし、検察官は明確な不起訴の理由を述べなかったが、行為が連続しており、事実の特定が困難な事、加害者が被害者の同意があったと述べていることなどが理由としてあったと思われる。

その後、民事調停を申し立て、損害賠償請求をしたが、加害者は自分の非を認め、損害金を支払うことで合意した。

〈事例7〉

1 犯行時期 2017年

2 罪名 強制性交等罪

3 当事者ら年齢等

被害者 20代後半 女 未婚

加害者 20代前半 男

4 事案内容

被害者は、携帯アプリのコミュニティサイトで事件当日知り合った加害者（遠方に居住しており当日は出張のため同地に滞在）と、午後8時すぎにスーパーの駐車場で落ち合った。被害者は、加害者の車（ワンボックスのレンタカー）に同乗して近くの観光地駐車場に移動し、車内で会話していたところ、突然加害者が襲いかかってきた。

被害者はかけていた眼鏡が飛んで周りが見えなくなったが（被害者は資力0.03の極度の近視）、①助手席で接吻を迫られ、耳を噛まれたため助手席足下に座り込み逃げ、②加害者が先に後部座席に移動して、後ろから被害者を引き寄せ、③さらに加害者が被害者を持ち上げて荷台へと移動させた上、強いて姦淫した。

この過程で、被害者には頭部、顔面、頸部、胸部に外傷性皮下出血が生じ、加療2週間と診断された。

なお、被害者は行為終了後、早く帰らせてと懇願していたが、眼鏡が無いので周りが見えず、その場にとどまるしかなかった。午前0時すぎ、被害者はスーパーの駐車場まで送られ、解放された。

5 不受理、不起訴等の経過

捜査段階から加害者は全面否認（合意があった旨を主張）であったが、被害者の着衣の損傷、加療2週間の診断書、被害者の着衣の付着物及び被害者の膣内容物から被疑者のDNAが検出されたことから、加害者は逮捕された。

しかしながら、嫌疑不十分として不起訴となった。検察官に不起訴理由を確認したところ、「本件証拠関係からすれば、被疑者が、被害者に対し、いかなる暴行を加えたのか特定することが困難であり、また、本件性交が被害者の意思に反するものであり、被疑者にもその認識があったと認定することも困難であり、結局、被疑者の弁解を排斥して本件犯行を認定するに足る証拠がない。」とのことであった。

検察審査会に申立てするも、「不起訴相当」であった。

〈事例8〉

1、犯行時期 2016年

2、罪名(強姦)

3、当事者ら年齢等

被害者 20代前半 女 未婚

加害者 不明 男

4、事案内容

(1)デリヘルの仕事に就いており、その日も指定された場所へ出向き、2人でホテルへ入った。

入って直に、本番なしのはずが、首を絞められ、手で顔を押さえられて、膣へ挿入射精された。怖くなって、店へ連絡し助けを求めた。店のスタッフが来てくれ、加害者と話した後、店のスタッフより、これで医者に行くようと現金1万円を渡された。

(2)近医に受診し避妊薬の処方を受けた。そこで、性暴力救援センター(病院拠点型ワンストップ支援センター)を紹介された。まず警察へ相談の上で、性暴力救援センターに来所していただくこととした。警察官が同行して来所、診察と証拠検体(体液)を採取した。費用は警察公費にて本人の自己負担なく終了した。

(3)急性ストレス症状が出現。性暴力救援センターでメンタルケアを実施した。

5、不受理、不起訴等の経過

被害届の提出を希望されたので、警察へは予約の上で同行支援を行った。その時点では、すでに警察では、防犯カメラの映像を入手、デリヘル代表者からも情報収集がなされていた。警察からは、「情報収集をしたが、防犯カメラには2人で入っていく姿が映っており、被害も入室すぐではなかった。このようにずれがある状況では、とても立件できるとは思えない。被害届を出すとなれば、その後何度も現場の確認や被害状況の再現がある。がんばっても報われないと思う。」という意見を何度も言われて、被害届を受理されないまま時間だけが経過して17時を過ぎた。再度、本人の意思を確認するも、被害届は提出したいという意向は変わらなかった。その段階で、翌日改めて、警察へ訪問する段取りを取ったが、結局、翌日には本人と連絡が取れなくなって、以降警察へ出向くことはなかった。

性暴力救援センター全国連絡会
〒545-0051
大阪市阿倍野区旭町 2-1-1-123
Tel&Fax 06-6634-1199